

11 向日町競輪場運動施設

向日町競輪場の運動施設（Dグラウンド）についても、市立学校と同様の手続きで使用していただくことができます。

(1) 使用できる団体

次の要件すべてを満たし、かつ、向日町競輪場運動施設使用団体として向日市教育委員会の登録を受けた団体が使用できます。

- 向日市民、向日市在勤者及び京都市西京区（上里紅葉町、男鹿町、勝山町、鳥見町、北ノ町、南ノ町）と長岡京市（滝ノ町1丁目、2丁目）在住者10人以上で組織されている団体（ただし、テニスは6人以上）
- 社会体育活動を目的とするもの。
- 20歳以上の者を代表者として有するもの。

(2) 登録

所定の申請書を協会に提出してください（複数施設の登録はできません）。市の審査後、適当と認められた場合に登録証を発行いたします。

(3) 使用できる施設及び使用時間区分

- 使用できる施設は、登録証に記載されている施設のみです。
- 使用できる時間区分は、次のとおりです。

午前9時～正午 ・ 正午～午後3時 ・ 午後3時～午後5時

※ 競輪開催日および京都府自転車競技事務所の許可がない日は、使用できません。

12 その他

学校施設使用団体として登録を受けた団体は、次の事業に協力をお願いします。

- (1) 調整会議等への協力
- (2) 各種講習会への参加
- (3) 3月初旬、小学校体育館の大掃除（体育館使用団体）

問い合わせ

公益財団法人向日市スポーツ文化協会

〒617-0003 向日市森本町小柳 23-1 TEL932-5011

向日市スポーツ文化協会

検索

令和7年度 向日市立学校等

体育施設開放

登録について

1 趣旨

社会体育の振興を図るため、学校教育及び学校施設の管理上支障のない範囲で市立学校の運動施設（グラウンド・体育館・武道場）を、市民のみなさんのスポーツ活動の場として開放しています。

2 使用できる団体

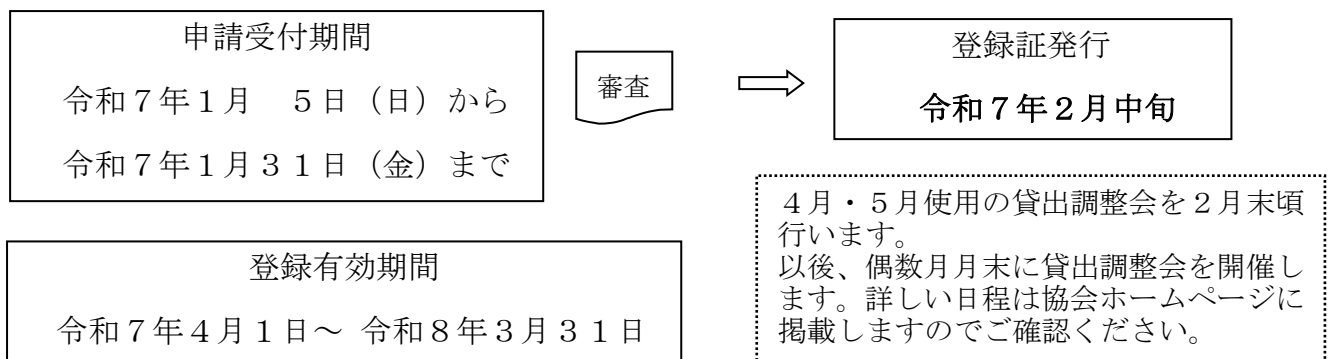
次の要件すべてを満たし、かつ、学校施設使用団体として向日市教育委員会の登録を受けた団体に限ります。

- 本市に居住する者10人以上で組織されている団体。
- 社会体育活動を目的とするもの。
- 20歳以上の者を代表者として有するもの。
- ※ 硬式野球は使用できません。
- ※ 軟式野球は中学生以下に限ります。

3 登録

所定の申請書を向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）に提出してください。市の審査後、適当と認められた場合に登録証を発行いたします。

- 提出書類 ①申請書 ②構成員名簿 ③返信用封筒と110円切手
- FAX・郵送での申請はできません。協会に直接提出してください。
- ※ 申請書は、向日市及び協会のホームページからダウンロードできます。



※上記以外の期間でも、随時、申請の受付は可能です。

ただし、審査等に時間がかかり、直近の調整会に間に合わない場合がありますので、できるだけ上記「申請受付期間」にお申込みください。

4 使用の申込み

- 開放施設を使用するときは、所定の使用許可申請書を協会に提出し、許可を受けて使用していただきます。
2か月に1回行われる貸出調整会で、登録した施設の使用の申込みをして、申請書をご提出ください。
- 定期的、継続的に使用を希望する場合は、必ず貸出調整会にご出席ください。
- 令和7年度の貸出調整会の日時は協会ホームページでご確認ください。
- 貸出調整会以降は向日市民体育館で受付します。（受付時間 午前9時から午後8時）
※向日市民体育館の施設点検日等及び年末年始（12月28日から1月4日）を除きます。

5 使用の禁止

次のいずれかに該当する場合は、許可することができません。

- 特定の政党もしくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治的活動のために使用するものと認めるとき。
- 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のために使用するものと認めるとき。
- 営利を目的として使用するものと認めるとき。
- その他公益を害するおそれがあると認めるとき。

6 利用停止・登録取消

次の場合は、利用停止や登録取消となる場合があります。

登録取消となった場合は、登録証を返還していただきます。

- 虚偽の申請に基づいて登録を受けた事実を発見したとき。
- 学校施設の使用団体として不相当と認められたとき。

（電気使用料未納、金具スパイク使用、成人の野球、学校敷地内での喫煙・火気の使用、屋内施設フロア内での飲食、清掃・整理が不十分、ごみ等の放置、施設のまた貸しや無断使用など）

7 開放中の事故及び施設の破損

- 学校開放による活動中の事故については、向日市教育委員会及び協会は、一切その責任を負いません。
- 開放施設又は貸与を受けた用具を滅失、き損又は亡失したときは、その損害を使用者に賠償していただきます。

8 開放の日時

開放日時は、1月8日から12月24日までのうち、次表に掲げる日時です。

開放施設	開放する日	開放する時間
小学校の (第6向陽小学校以外) グラウンド 体育館	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前9時から 午後9時まで
	上記以外の月曜日から土曜日まで	午後6時から 午後9時まで
第6向陽小学校 グラウンド 体育館	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前9時から 午後10時まで
	上記以外の月曜日から土曜日まで	午後6時から 午後10時まで
中学校の 体育館 武道場	月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)	午後6時から 午後9時まで

※ 特別警報又は暴風警報が発表されているときや大雨等で災害のおそれがある場合、また、施設を公用もしくは公共用に使用する必要が生じたときは、使用許可書を発行していても使用を取り消しますのでご了承ください。

災害のおそれがある場合、避難情報を発令し、避難所を開設することがあります。その際、避難所として指定されている向陽小学校及び第2・6向陽小学校の体育館については、使用を取り消します。

第4向陽小学校グラウンドは、近接河川の氾濫またはそのおそれがある場合、天候や水位回復後も数日間使用を取り消すことがあります。

9 使用回数

○ 登録団体が開放施設を使用できる回数及び使用時間は、原則、グラウンド・体育館とも日曜日から土曜日までを1週間とし、週1回3時間(1区分)を限度とします。ただし、第6向陽小学校の夜間使用を含む場合は1区分4時間を限度とします。なお、週1回1区分の使用が確保されるものではありません。

10 電気使用料

下記施設をご使用の際には電気使用料をお支払いいただきます。

小学校グラウンドの夜間使用の場合は、事前に協会でナイター照明用のコインを購入してください(1枚につき1時間点灯1,000円)

学校施設	電気使用料
小学校体育館(大体育室)	1区分当たり 500円
第6向陽小学校体育館夜間(大体育室) ※午後9時から午後10時を含む区分	1区分当たり 700円
中学校体育館(大体育室)	1区分当たり 600円
西ノ岡中学校(武道場)	1区分当たり 500円
小学校グラウンド夜間	1時間当たり 1,000円